

医師・看護師・介護職員的大幅増員を

日本医労連増員闘争ニュース

第96号

2010年06月22日

日本医労連増員闘争本部

TEL: 03-3875-5871

FAX: 03-3875-6270

ここが使える！

介護福祉の政府交渉報告第2弾

政府交渉の確認を職場でご活用を(裏面もご覧ください)

6月4日の介護福祉の対政府交渉の結果は、「増員闘争ニュース95号(6月11日付け)」で報告しましたが、追加分の前進の確認ができた部分もありましたので、ニュース第2弾を発行します。確認された点を活用し、運動の成果を職場での賃上げや介護保険制度の利用者の改善につなげてください。

(1) 介護処遇改善交付金は支給期間途中でも基本給への組み入れに変更はできる

◇介護処遇改善交付金・支給要件の中の「キャリアパス要件」を経営側が能力主義導入の口実として、基本給への組み入れ拒否の理由にしている場合は、以下を活用して前進をはかって下さい

(厚労省回答)

①期間途中から一時金支給を、基本給へ組み入れに変更できる

②キャリアパス要件(2010年10月から開始)で、賃金体系変更を支給要件に、しているわけではない。

キャリアパス要件とは…(2010年10月から開始)

介護処遇改善交付金の支給を受ける際に、要件として追加されたもので、現在のしくみは、従来の賃金と比較し、補助金が改善分として上乘せされることが確認できれば満額支給される制度です。キャリアパス要件は、それに加え「介護職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことを定めていただく…」として、支給要綱の中で、「賃金体系の定め」などと記載され賃金体系の変更必要と受け止められる表現が含まれていました。

2つの点での要件を満たした申請がされない場合は、減額するとしています

- 1、キャリアパス要件のみ サービスごとの交付率×10%を減額
- 2、定量的要件 サービスごとの交付率×10%を減額
- 3、両方が満たされない場合 サービスごとの交付率×20%を減額

さらに詳細が知りたい場合には、厚労省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/10/tp1023-1.html>

◇要求 介護処遇改善交付金を期間途中から基本給組み入れに変更できるかどうか。

(厚労省回答) 支給総額は、変わらないので支給方法を変更しても構わない。

(医労連参加者) 組合では交付金で基本給の改善を図ること、これは我妻厚労大臣も通知で要請をしている。しかし経営者は、都道府県が一時金払いで申請すると変更を認めないといって改善をしないことが報告されている。本当なのか確認したい。途中での改善は認めるように通知すべきだ。

(厚労省) 途中の変更は、実施要綱に記載されているので、認められる。したがって、長妻大臣の要請のように、一時金払いで支給されていたが、途中で月額賃金へ変更しても構わない。ただし事業所の倒産や事業所名称の変更など基本事項が変わる場合には、当然、申請の変更届けが必要である。

◇要求 キャリアパス要件・定量的要件(10月実施)について、「職位、職務内容等に応じた賃金体系について定めている」または、能力給導入を示唆する表現が随所にみられることに関して、要件とするのかどうか、確認したい。

(厚労省回答) 介護処遇改善交付金の「キャリアパス要件」の要綱の内容で、「賃金体系を定め・・・」「資質向上の具体化で能力評価を行うこと」などと記載が、あるが「必ずしも絶対要件でない」と回答。この件は、当日の交渉での確認とともに事前の調査政策局からの電話確認に対しても、厚労省からは同様の返答が確認されています。

(2) 必要性のある介護利用を制限する ローカルルールには、指導も

(厚労省回答)

利用者に必要な場合は、介護保険の制限は行っていない。機械的な自治体対応があるなら具体例で判断し、厚労省が指導も考える。

◇要求 ローカルルールによる利用制限を介護給付を制限しないこと

(厚労省回答) 必要な場合に保険適応して介護サービスを行うのは当然。

(医労連参加者) ローカルルールがあり、必要場利用者が給付の制限を受けることがしばしばある。介護タクシー利用で病院から歯科診療所に寄り、自宅までといったケースは、自治体担当者からは、給付外と言われた。

(厚労省) 介護タクシー利用などについては必要性に応じて支給を認めている。自治体が機械的に原則を理由に認めない場合は、具体的な点で申し出てくれれば、確認して厚労省から指導をすることも考える。